

自治会長 各位

団体代表者 各位



野田市長 鈴木



任期満了に伴う次期野田市廃棄物減量等推進員の推薦について  
日頃より当市の環境行政に多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて標記の件について、令和8年3月31日付をもって、野田市廃棄物減量等  
推進員の今期の2年間の任期が満了致します。  
つきましては、下記のとおり貴自治会又は団体において次期野田市廃棄物減量  
等推進員の推薦をお願い致します。また、推進員が不在の団体につきまして、推  
進員の推薦をされない場合は書類の提出は不要です。  
なお、推薦に当たっては現職の推進員を再任する事もできますことを申し添え  
ます。

記

- |         |                          |      |
|---------|--------------------------|------|
| 1 推薦人数枠 | ・ 1世帯 ～ 300世帯以下          | 1人   |
|         | ・ 301 ～ 500世帯以下          | 2人以内 |
|         | ・ 501 ～ 800世帯以下          | 3人以内 |
|         | ・ 801 ～ 1,100世帯以下        | 4人以内 |
|         | ・ 1,101以上                | 5人以内 |
| 2 任 期   | 令和8年4月1日から令和10年3月31日の2年間 |      |
| 3 身 分   | 野田市非常勤特別職員               |      |

4 報 酬 12,000円/年を固定額とし、資源物集積所の利用  
世帯数が50世帯までごとに10,000円/年を加算し  
報酬年額として支給

5 提出書類 野田市廃棄物減量等推進員の推薦について

6 提出期限 令和8年3月6日(金)

※委嘱日を令和8年4月1日といたしますので、地区の御  
事情があるかとは存じますが、提出期限を厳守くださいま  
すようお願いいたします。

7 提出先 環境部清掃計画課 (高層棟5階)

〒278-8550 野田市鶴奉7番地1

電 話 04-7123-1752 (直通)

または、清掃計画課窓口、関宿支所・各出張所でも提出で  
きます。

## 廃棄物減量等推進員について

### 1 廃棄物減量等推進員制度について

廃棄物処理法により位置づけられたものであり、その役割としては、ごみ減量化等の施策が円滑に行われるよう、行政と住民とのパイプ役として、また、地域のリーダーとして、積極的な活動が求められるものです。

なお、推進員の活動は自治会に所属しない地区内の住民や、集合住宅居住者に対しても同様に活動が求められます。

### 2 役割

役割については、本市のこれまでの取り組み状況から、次に掲げる4つの事業を推進する計画で行います。

- (1) 資源再生利用運動の推進
- (2) 環境美化運動の推進
- (3) 地区内の不法投棄の監視、市への通報
- (4) 市の住民啓発事業への協力

### 3 選任

推進員の選任については、地域住民による会議などの選出により認知のされた方をお願いいたします（地域の方が自分の地区の減量等推進員は誰かということ把握した方法での選任をしてください。）

### 4 任期

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間とします。

### 5 身分

野田市非常勤特別職員の扱いになります。

### 6 報酬

12,000円/年を固定額とし、資源物集積所の利用世帯数が50世帯までごとに10,000円/年を加算し報酬年額として支給します。